平成20次東京都消費生活対策審議会

第５回基本計画部会

議　事　録

平成２０年７月２４日（木）

第一本庁舎42階　特別会議室Ｂ

午前10時00分開会

○調査担当副参事　おはようございます。それでは、定刻になりましたので、第５回の基本計画部会、開会をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○池本部会長　それでは、消費生活対策審議会の第５回の部会を開催いたします。

最初に、まず事務局から定足数と配付資料についてのご報告、確認をお願いできますか。

○調査担当副参事　本日の出席状況でございますが、消費生活対策審議会運営要綱に基づきます、委員総数６名の過半数３名以上のご出席という定足数に達していることをご報告申し上げます。

なお、この部会でございますけれども、同運営要綱によりまして、公開の扱いにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは資料のご確認を、恐れ入りますが、よろしくお願いをいたします。

お手元に「第20次東京都消費生活対策審議会第５回基本計画部会会議次第」という表紙のついた資料がクリップでとめてあろうかと思いますので、ご覧をいただきたいと思います。見出し紙がついていなくて恐縮でございますが、１枚目をめくりまして、その次が資料の１でございまして、委員の皆様方の名簿でございます。資料の２は書記の名簿となってございます。それから資料の３が今回の答申案でございます。数ページにわたっているものでございます。そして資料の４が、「副題案」というふうな簡潔な表題になっておりますが、１枚ものがございます。それからその後ろに資料５、「国の消費者行政一元化の取組を踏まえた都消費生活行政に対する提言」ということでございます。それから第６に、別紙ということでありますが、「都政全般における具体的施策」ということでございます。

以上、資料でございますが、ご確認をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○池本部会長　資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思いますが、今日の予定は第５回の部会としては最終回で、今日答申案と提言案を部会案としてとりまとめて、来週30日の審議会の総会に報告しなければなりません。その意味で具体的にこの中身でよいか、あるいは修正するところがあれば、その点も含めて確定していく必要がありますので、よろしくご協力ください。

それでは、具体的な審議に進むに当たって、消費生活部長から、この中身について一言ご説明をいただければと思います。

○消費生活部長　では、説明につきまして、座ってさせていただきます。

本日でこの部会も５回目になりました。私、７月16日に着任したところでございますが、５月20日にこの部会を設置しましてから、この暑い中を５回にわたりまして、非常に短期間の間でご検討をいただきましてありがとうございます。また、本日、事前に資料がご配付できればと思っていたのですが、私どもの不手際で、今日の中でご説明をさせていただくということで誠に申し訳ございません。

本日は、これから前回の議論を踏まえました修正箇所につきまして、まずは担当の副参事から具体的な説明をさせていただきたいと考えています。その具体的説明に先立ちまして、私から少しばかり繰り返しにはなる点があると思いますが、そこは着任したばかりというところでご勘弁いただきまして、少し修正の考え方を説明させていただきたいと思います。

これは私の理解ではございますけれども、基本計画は都の総合的に、計画的に、かつ各局が横断的に取り組む基本指針となるものとしてこれまでもつくられてきていると思います。国は現在、消費者行政の一元化ということを言っているわけですが、東京都においては、この前の計画あるいはそのもっと前から、東京都としては総合的に全体で取り組むということを先駆的に進めてきているところだと思っています。これは消費者行政に関わっていただきました関係者の皆様のご努力の中で、一歩先んじて進めてきているのかなと理解しています。

今回計画の改定をお願いしているところですが、前回の計画から10年経ったところですので、20年４月からという改定計画で、絶えることなく総合的な基本指針というのを引き継いでいきたいと考えているところです。したがいまして、本日とりまとめをいただいたものを、計画として今年の夏の終わりには私どもとしても発表したいと考えてございます。

それから、いくつかでございますが、今回の改定で消費者をめぐる環境の変化が深刻化したのと、また、環境の変化の早さがかつてよりも非常に早い。そういう意味で計画期間を５年間にすることでご了解をいただいていることが１つと、それから、全庁が一体的な取組を着実に推進する、絵にかいた餅に終わらせないということで、これまで以上により実効のあるものにすることが大切と考えています。

そのために、今回は５つの政策課題と施策の方向の下に130の事業、これは９局に概ねわたっている事業だと思いますが、130の事業を明確化することに努めました。また、計画策定後は審議会の中でずっとご議論いただきましたが、毎年度当初に都民の方にどのように役立っているのかという事業実績を確認・評価し、その意見をまた次の具体的施策に反映していくという、そういう着実な推進につきましても、計画の答申案の中で明記していただいています。

これまでも東京都の施策の総合化に努めているところですが、今回、130の事業をまとめるに当たりましては、私どもとしても各局とヒアリングをし、調整をしながら進めているところでありまして、この計画改定の着実な進行推進というのが重要な要素と考えているところです。この進捗状況につきましても、広く消費者の方に発信することも、また答申案文の中でも明記しているところです。

前回の修正のご意見の中で、これまでの都の消費者行政の取組等の分析や現状がもっと書かれてもいいのではないかというようなご意見をいただきました。また一方では、都民の方にコンパクトでわかりやすく、今後何をするかというところの方に重点を置いた書き方もいいのではないかと、そういうご意見もいただいたところです。今回は委員の皆様のそんなご意見を踏まえながら、皆様方からは不十分とご指摘をいただいた現状の２つの部分につきまして、具体的な説明を加筆した形で修正を行いました。

またもう一つ、具体的施策の拡充につきましていくつかの貴重なご意見をいただいているところと考えています。ここはぜひご理解いただきたいところですが、私どもが130の事業を各局からとりまとめるということは、今回一歩進めた第一歩でございまして、予算の裏づけのない事業を計画の中に盛り込むというのは、東京都としてはなかなかできないところでございます。それについては、今後は施策の具体的な確認・評価の中で、ここでもいただきましたご意見を各局に伝えながら、来年度以降に向けても反映させていきたいと考えます。

最後でございますが、本答申と別に、前回の時に具体的な今回の国の動きを踏まえた提言というものを新たに出そうということをご審議いただきました。後ほど提言案についてもご意見いただきますが、その提言案の中に委員の先生からもお話がございました具体的な救済行政までは書き込んでございませんが、それに関するご意見についても、提言の中に入れる形で修正をしたところでございます。

そのほか資源エネルギー等の価格変動に対する対応という施策の方向性の位置が悪い

のではないかとか、政策課題が都の主体の表現となっていないといういろいろなご意見を前回いただいたところですが、それはご指摘に合わせて修正を今回してございます。

修正の主な点は以上でございます。具体的には副参事から個々にご説明申し上げます。

また、先ほど資料の中に副題というのをおつけしてございますが、後ほど部会長から、ぜひ委員の先生方のご意見を伺いまして、今回の基本計画にできれば副題がつけられたらばよろしいかなと思いまして、事務局で副題案を１枚用意させていただきました。これにつきましては、ご意見をいただければありがたいと思います。

長くご説明申し上げましたが、以上でございます。

○池本部会長　ありがとうございました。今の最後の部分、副題は答申案にすべき副題ということでひとつご提案いただいて、それも併せて議論するということですかね。わかりました。

今ご説明ありましたように、具体的に都として関係部署との調整や予算の裏づけ等を見極めた上で具体的な基本計画をつくるという、この中身の答申案と、それから、それでは足りない、今の大きな動きの中でさらに思い切った施策を講ずべきだという提言案と２つ分けてとりまとめているところであります。ここでの議論も、とりあえず２つに分けて、まずは答申案について審議を早速始めたいと思います。

それでは、答申案の特に修正を加えていただいた点を中心にご説明をお願いできますか。

○調整担当副参事　それでは、事務局よりご説明を申し上げます。

まず、資料３をご覧いただきたいと存じます。「第20次東京都消費生活対策審議会答申案（東京都消費生活基本計画の改定に関する答申）」ということでございます。これは第１章の前に先立つような形で「答申にあたって」ということでございまして、前回いろいろご議論いただいたところもございます。ただいま部長からのお話にございましたように、いろいろな消費生活行政をめぐる動きの中で、都といたしまして、消費生活の安定と向上を担っている立場から、約130事業を全庁的に総点検しつつ、併せて、ただいま部会長からもお話がありましたように提言を行っていく。都として機動的に実効ある取組を講じていくことが重要であるというふうなことでございまして、全体の構成、位置づけを「答申にあたって」というような表現で述べているということでございます。

それから、次が第１章でございますが、「計画の基本的考え方」でございます。「基本理念」、それから「計画の性格」は変えてございません。「計画期間」につきましては、

ただいま部長からお話し申し上げたとおりでございます。

３ページ目の「計画の実効性確保」でございますが、こちらにつきましても部長が申し上げましたとおり、今後、当消費生活対策審議会が都民にどれだけ役立ったかという、いわば政策評価的な定性的な視点も含めて、そういった視点から毎年度確認をし、そしてご意見をいただいていく。都はこれを尊重いたしまして、施策に反映していくというふうにしてございます。それから、この計画の内容、あるいは進捗状況につきましては、広く消費者等に向けて情報を発信していくということでございます。

これにつきまして、一般の都民の方、消費者の方から現に日常的に広聴のような形で、都民の声ということでいろいろ承っているようなところもございますので、そういった形で、また広く消費者に情報を発信していくということになろうかと思います。

それから、４ページ目でございますが、第２章でございます。こちらが「消費生活の現状に対する基本認識」ということでございまして、ただいま部長からもお話しいたしましたとおりでございまして、東京都といたしましての現時点における重要な課題につきまして、きちっと明確に打ち出していくということでございます。いわば、今後の計画の将来に向かっての現状の認識ということでございまして、表現につきましても、例えば、「高齢者の生活を脅かす高額な消費者被害が数多く発生している。」というふうに下線部分、前回の第４回にお示し申し上げた答申案から修正してございますが、このあたりでございますけれども、例えば、現在、消費生活相談センターに寄せられている高齢者被害の相談につきましては、１件当たりの契約金額が392万円というように非常に高額になっている、お年寄りに対する被害というものが数多く発生しているということを、東京都としては重く見ているということをここでお示ししているところでございます。

それから（３）番目でございますけれども、「インターネット利用に関する消費者被害」ということで、「ソーシャルネットワークサービスを介して知り合った人に勧められて消費者被害に遭うケースや」というふうな形で、直近の具体的な事例に合わせるような形で、現状をより正確に捉えていくというような表現に修正しております。携帯電話のパケット利用料金に対するトラブルというようなことも同様でございます。

それから、最後の「多重債務問題」につきましても、「ヤミ金融業者による被害」というものも付け加えたところでございます。こういったように悪質な商法による被害についての東京都の基本認識を明確に打ち出すという視点から修正を加えたものでございます。

続きまして、５ページ目でございます。こちらにつきましても、考え方としては同様

でございまして、商品やサービスの安全・安心の観点から少し現状に合わせるような形で記載をしてございます。

「身近な商品に潜む危険」ということで、次から次に新しい商品が登場して、予期し得ない事故が発生する、あるいは安全であると思われていた商品においても、人体に危害が及ぶような事故が発生している、あるいはリコールが毎日のように発生している、そういった記載を加えたところでございます。

「食に対する不安」につきましても、若干、具体化いたしまして、「残留農薬などさまざまな問題」というふうに付け加えたところでございます。

それから、第３章でございます。「消費生活に関する施策の展開」ということでございまして、これは骨子、素案の段階から何度かお示しいたしております体系でございますけれども、最初の数行に書いてございますとおり、ただいま部長のお話にもございましたとおり、「政策課題」を５つの柱といたしまして、さまざまな消費生活に関する局面において、行政が達成すべき課題を、現状では全庁延べで約130事業ぐらい、いろいろな観点から関連してくるわけでございますけれども、そういったものをこの柱立ての中に入れていくということを明確に打ち出しているという趣旨でございます。

この部分で下線を引いたところが、前回お示ししたところからの修正点でございまして、政策課題の表現は、都が何々するというふうな視点での書きぶりに改めてございます。それから、「資源エネルギー等の価格変動への対応」というものを政策課題の３に持ってまいりました。これは従来、政策課題の５の方にございましたけれども、こちらの方に安心・安全という観点からの柱立ての中に含めたということでございます。

それから、政策課題の３のところで、３－２から３－６まで下線を引いておりますが、若干、順序を、物の考え方、安全・安心という視点から見て、まず最初に出てくる方向性、「安全な商品とサービスの確保」、次には「多様な商品選択の実現」、「高齢者、障害者など誰も安心できる消費の実現」といったような順序を変えたところでございます。以下、若干その表現を、書きぶりを平仄を合わせるような形で統一してございます。

続きまして、第７ページでございますが、これも表現をわかりやすくしたところがございます。従来、区市町村の行政に消費者の意見を届けるといった連携というような表現を、端的に「都と区市町村との連携」というふうに改めたところでございます。こちらも順序を少し入れかえているので、５－２と５－３に下線を引いてございます。

以上が政策課題、方向性の柱立てに関するものでございます。

８ページ以降が各政策課題に基づきます具体的な事業内容の記載でございます。８ページ目は高齢者被害の防止等でございますが、具体的な内容につきましては、第２回の部会以降ご説明いたしました仕組みづくりをはじめ、変えていないところでございます。

９ページ目でございますが、この辺がセンターの充実・強化といったところにつきまして、委員の皆様方からいただきましたご意見等を踏まえまして、少し修正を加えたところでございます。「相談情報システムの整備」というところにつきましては、情報の支援の内容を少し具体化して書いたところでございます。「都及び都内の消費生活センター等に寄せられた相談情報を蓄積し、相談処理支援情報として活用するとともに、データを分析して都民への情報提供、消費者教育等各種事業の実施、行政施策の企画立案等の基礎資料として活用する」というふうな記載をしてございます。

それから（１－２）のところで、なお書き以下でございますが、いわゆるセンターのセンサー機能につきまして記載をしたものでございます。「相談の過程で明らかとなったさまざまな問題について、当該事業者の処分や指導はもとより、商品やサービスの安全性の確保などの消費生活施策に的確につなげていくことが重要である」というふうに簡潔に表記したところでございます。

それから、その下の［具体的な施策の例］の２番目でございますが、これを書き加えたところでございまして、センターの区市町村相談窓口の支援の強化ということで記載してございます。「住民に身近な相談窓口である区市町村の消費生活相談窓口に対して、都の高度専門的機能を活かし、相談マニュアルの作成・提供、弁護士等のアドバイザーによる助言、消費生活相談支援サイトの運用などによる支援を進め、都域全体の消費者被害防止・救済機能向上を図っていく」ということで記載してございます。

続きまして、10ページ目でございます。一番最初、具体的な事業例についてでございますけれども、前回、消費者被害救済委員会の積極的な活用ということで、その概要の周知を、提言も含めて図っていくべきではないかというようなご意見がございまして、「事件の概要等を周知するとともに、関係機関に情報提供し、事業者の指導等に活かしていく」というふうな形にしております。

続きまして、政策課題の２以降でございますけれども、政策課題の２につきまして、恐れ入ります、12ページでございますけれども、具体的な施策例を付け加えたところでございまして、「商品の量目調査・指導」ということで、計量検定所で行っております事業ではございますけれども、「計量法に基づき、スーパーマーケット等に対する立入検査を

通じて、商品の正確計量・表示を指導し、消費者の利益を確保する」というふうに付け加えてございます。計量につきましても、量目調査は非常に重要な項目でございますので、公平、公正な取引、悪質な事業者を排除するという視点から入れていくべきではないかということで、事務局として付け加えたところでございます。

次に、政策課題の３番目でございますが、13ページにおきまして、「危害・危険情報の収集、評価・分析及び安全性に関する調査」のところで、少し内容を事務局といたしまして修正したところでございます。「危害・危険情報を収集し、危害拡大の可能性分析及び安全性に関する調査を行う。また、消費者、事業者及び学識経験者からなる『商品等安全対策協議会』を常設するとともに、東京消防庁と連携し、商品やサービスの安全対策を進める。調査等の結果を踏まえて、事業者への指導、国、業界団体への要望及び消費者への的確な注意喚起を行う」というふうにしてございます。

続きまして、14ページ以降でございますが、項番の（３－２）、（３－３）というところに下線が引いてございますが、順序を少し入れかえさせていただいたということでございます。内容的には大きな修正はございません。

恐縮です。15ページでございますが、「資源エネルギー等の価格変動への対応」ということで、ここの部分で前回、前々回いろいろご議論いただいたところでございますけれども、資源エネルギーなどに関する国際的な価格が長期的に上昇傾向にある。このため、商品やサービスの価格の動向を注視する。それとともに、都といたしましても、適切な対応をしていくということが必要ではないかということで少し加えたところでございます。

それから最後に、「震災時等における生活物資等の確保」ということで、こちらに持ってまいったということでございます。

続きまして、政策課題の４ございます。「『自ら考え行動する』消費者になるよう支援する」というところでございますが、［具体的な施策の例］といたしまして、17ページでございますが、「金融経済教育モデル事業の実施」ということで加えてございます。多重債務問題の未然防止対策の施策の一環として、ノウハウを持つ団体との連携により、発達段階に応じた適切な教材や必要な講師の提供を行うなど、区市町村において金融経済教育のモデル事業を行うということでございます。

それから、大変恐れ入ります、18ページでございますが、下線を引いてございませんけれども、［具体的な施策の例］のところでございますが、「食に関する持続可能な消費生活の実現」という中で、消費者団体の方々との協働というような形で、地産地消の取組

を進める消費者教育を推進するということで、その下でございますけれども、その食料の供給や食生活に関する問題を普及するための検討を進めるというところを少し改めさせていただいたところでございます。大変恐縮でございますが、そこの部分も修正しているところでございます。

続きまして、政策課題の５番目でございますが、「消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かす」というところで、ただいま申し上げました消費者との協働でございますけれども、「消費者月間事業における連携の拡充」ということでございまして、拡充していくという方向を付け加えるとともに、前回ご指摘をいただきました実行委員会方式でございますので、都といたしましても、毎年実行委員会に参加をしていって、協働して連携していくというふうな表記に改めているところでございます。

雑駁な説明で恐縮でございますが、以上が前回お示ししたところとの修正を中心にしたご説明でございます。

併せまして、資料の４ということで、先ほど部長からお願い申し上げました、この計画の副題として、案といたしまして、事務局としては「消費者主役の『良質な市場』の実現と消費生活の安全・安心の確保」といったようなテーマではいかがかということでご提案申し上げるところでございます。

以上、説明でございます。よろしくお願いいたします。

○池本部会長　その後、資料５として提言も配付されていますし、特に提言の２ページあたりは、半分以上いろいろ書き直しをしていただいています。ですから、この部分として、反映すべきものと答申案の中で盛り込むべきものというところを、議論としては、まず資料３、４に関連します。答申案の部分に絞って議論をしていきたいと思いますが、それにしても課題がいろいろありますので、こうしてはいかがでしょうか。

まず１ページから５ページまでの総論的な部分について、基本認識までですね。そこまでについてのご意見をいただくと。その後で６ページから22ページまでの各論的なところの過不足についてご意見をいただく。最後に資料４の副題についてご意見をいただくというふうにパートを、前回に比べると少し大ざっぱですが、総論、各論、副題というふうに分けて、まず総論的なところについて、１ページから５ページについてご意見がありましたらお願いします。

○夷石委員　今、部会長が、それぞれの分野別にということでしたけれども、大変申し訳ないのですけれども、本日、私は地方での先約があり、11時ごろに退席させていただくと

いうことがありますので、先に全体的なことも含めて発言をさせていただきたいと思っております。

都はこれまで社会経済状況の変化に即応して、条例を改正して消費者政策を展開してきたということでありまして、これは他の自治体にないことであり、非常に評価されるべきことではあったということであります。今回、なぜ基本計画を改定し、公開する必要があるのか。それは前回の基本計画の期限が切れただけではなくて、消費者被害の実態や国の政策改革などの変化、そして先ほど清宮部長がおっしゃったように、都政全体に消費者の視点が導入されているけれども、今後一層、ますますそういう視点が必要で、積極的に施策を展開しなくてはいけないことになってきた。加えて、前々次ぐらいの審議会では、事業者団体、消費者団体と一緒に消費者問題を官民一体となって取り組む必要が出てきている。そのための施策の方向性と具体的事業の展開の必要性が提言されています。そういうことのために、今回基本計画を見直す必要があるという諸々の理由があったかと思います。

特に消費者問題に官民一体として取り組む場合には透明性を確保して、計画的に促進しなくてはいけないということがあるかと思います。だからこそ、今回基本計画の改定する意義があるということを、まずきちんと打ち出す必要があるのではないかという意見を言ってきました。

前回の部会で１ページに書かれていることで一応加えられましたので、ここはその理解が多少されたのかなと思っておりますけれども、内容的には、これではとても状況が一般の都民にもわからないし、もう少しきちんと書くべきではないかと思います。内容的な盛り込み具合とか、順番の出し方だとか、その辺は前回意見を部会で言わせていただきました。また、部会終了後、終わってから事務局の方に１ページだけの私の案もその場で少し書き加えて出したところではありますけれども、全く直されていないということで非常に残念に思います。まさに私のいわんとすることは、先ほど部長が言われたようなことをも盛り込んで欲しいと思っているんですけど。今、なぜこの基本計画を改定するのかというようなことも、もう少し盛り込む必要があるんではないかと思っております。

また、課題に対して今後どのような方向で取り組むのか、計画事項は羅列ではなくて、メリハリをつけて、この事項については従前の施策の見直しなのか、充実・強化なのか、それとも新設なのか。これらはこれまでの審議会の答申の提言を参考にして、もっときちんと盛り込んだらどうか。さらに緊急重要施策として、今、国や他の自治体に先駆けて、

官民一体の情報収集、分析の一元化と施策の反映、そしてそれらの調整を消費生活部がやるというような体制の構築を提案してきたところです。そうした現状分析を踏まえた緊急重要事項ということのメリハリも、今回の答申の中には特徴ある施策の導入等もお話をさせていただきましたけれども盛り込まれていない。具体的施策の追加提案や文章をもう少し格調高く、もっと丁寧にとか、順番をかえたらというような意見も多く述べてきました。また、今日の部会の前にメールで事務局の方に、これまで「消費生活行政」と書いてありますけれども、これはいつからどのような趣旨でこういうふうに都は述べるようになったのか。通常は事業者と消費者間の格差を是正するための行政ですから消費者行政と称しておりますし、国も消費者行政とか、消費者政策として、今回の首相官邸の会議も「消費者行政推進会議」と称しておりますので、これについても直したらどうかという問いかけをいたしましたけれども、今日まで回答もなく、修正もされておりません。

今日は最終部会ということで、これまでいろいろ言ってきたのですけれども、本日、提示された答申案では、これまでの部会での私の発言したことは全く無視されていると言っても過言ではないというように思います。なぜ意見を述べてきたか、理解されないということでとても残念に思っております。

他の委員の意見もあまり取り上げられていないのではないかというような気もしております。そうすると、答申は審議会の総会から任された部会で案をつくり、審議会の提言であるべきで、行政側が本来は書くものではないのではないかと。事務局的に書いていただいているということは、部会での意見を尊重すべきと考えます。その意義が薄れてきているんではないかなと思っております。

従前の答申は都民のためは当然のこと、国や各自治体の見本となり、また社会全体に影響を与えていました。このため、東京都は先駆的に消費者行政を推進しているという評価が非常に高いところでありました。私も今回こういう席に座らせていただいて、少しでもよい答申をと思い、そういう思いがあって今までお話をさせていただきましたけれども、真意があまり理解されていないようであります。繰り返し申しますけれども、非常に残念であります。都民の安全・安心及び消費生活の増進を目指した施策をこれまで以上に積極的に組み入れた基本計画でありますように、そして都民にわかりやすく明記されてある基本計画でありますように、これから最後の１時間はいなくなってしまいますけれども、ご検討いただければと思っております。

以上です。

○池本部会長　今のご意見の中で、個別の言葉の問題で、例えば「消費生活行政」というのを「消費者行政」ではないかというような、個別の具体的な表記についてのご意見のことと、それから全体のメリハリ、あるいは意義をもっと盛り込んでという、一般的なところがあったので、その中には、資料３の１ページに記載すべきことというニュアンスと、資料５の提言の方に盛り込むべきこととの両方を含めたご意見のようにお伺いしたのですが、そのあたりどういうふうに整理すればいいんでしょうか。
○夷石委員　前回の部会でお話ししたと思うんですけれども、資料５の提言というのは、私は第３章のところの政策課題の施策の方向性の中に入れればいいという意見をこの前は言ったと思います。
　前宮川部長が「提言」というのを出したらどうかとおっしゃったのは、私の認識では都でやる事項、施策ではなくて、それを検討する中で、ここの部分は国へちゃんと要望を出そう、国に対して提言を都としてやっていこうというものを提言としてまとめたらどうかということになったと私は認識していたので、ここで書かれている資料５－１と３のところは、都自身がこれからメリハリをつけてやっていきたいという、まさに私たちはここを打ち出して、それを施策の方向性の中に入れて、それで２の方の国に対する要望は別立てにしたらどうかという話をしたと思うんです。私の意見はすべて取り入れて欲しいとは思っておりません。もちろん、私の考えが甘いものもいっぱいありますけれども、もう少し誠実に意見を聞いていただけなかったのかなという気が非常にしておりまして、残念に思っております。
　もしこのまま出すにしても、前回言ったと思いますけれども、１と３は都自身がどうやっていくべきかですから、順番をかえたらどうかという話もしたと思いますけれども、これもそのままになっているようですけれども。
　あちこちと細かいことを言うとたくさんあります。例えば、３番の基本計画の実効性確保のところなんかも、審議会だけに意見を聴くのではなくて、都民全体からのパブコメを募集して聴いたらどうかとか、そのような意見を言ったと思いますけれども、そういうふうに各章にいろいろなことを言ってきましたけれども、真意は、よりよい答申を望んでいるということですので、都の方もご理解いただくとともに、部会の委員の皆さんには、残されている短い時間ですけれども、ぜひよりよい答申を作成されるようにお願いいたしたいと思っております。
○池本部会長　あまり司会進行の私があれこれ議論そのものを踏み込んでいくのはどうか

と思いつつ、この点だけは重要なので再確認をお願いしたいのですが、答申案と提言との２つの区別、位置づけの違いについて再確認をお願いしたいんです。

今、夷石委員が言われたのは、提言というのは国に向けて申し入れをするような趣旨のところ、ですから、資料５で言うと２ページ目の第２項でどうかというような発言があったことは確かだろうと思うんです。ただ、その後の議論では、答申案の基本計画は都が関係部署とある程度調整したり、予算の裏づけも含めて、こういうことをやりますぞという、都そのものが約束をしていく中身をこうすべきだという意見を言っている。ところが、今、消費者行政推進で国の方で何がどうなるか、あるいは地方消費者行政にどれだけのことをしてくれるのかが今議論しているさなかで、少なくとも、この７月中にこの答申を上げたりしていくところに反映させるには間に合わない。でも、この課題を全く今は見えないから入れないというんじゃ困る。じゃ、どうするんだという議論の中で、基本計画そのものには入らないけれども、提言という審議会から都に対してこの問題もあるから基本計画に、今は入っていないけれども、必ずこれも受けとめてやってくれというものを入れようというので、１番、３番が後から追加されて、それが提言として膨らんできたという理解で私はいるんです。

ですから、そこの位置づけを確認していただいて、先ほど夷石委員が言われた、なぜ今、どういう視点でやっていくかというところで、どちらを膨らませていくのかということにかかわっていくと思います。その点いかがでしょうか。他の委員の方、あるいは夷石委員も含めて、今のような理解の部分はいかがでしょうか。

どうでしょう？　答申案そのものと提言との２つの書き分けている位置づけの捉え方の……。はい、お願いします。

○長田委員　まず、基本計画は５年間のものということで、淡々とやる事業をきちんと書いていくという一つの性格はあると思っています。夷石さんがおっしゃっているように、提言の１と３は基本計画の中にすでに取り入れられている項目でもあるわけですよね。それが少しより強い表現で書かれているということで、基本計画の中に、この強い表現のまま入り込めるのではないかというのが夷石さんのお話だと思うんです。

私も実はこの提言をこういうふうにしましょうというところ、退席してしまっていて皆さんの議論は聞いていなかったので、私の個人的な意見ですけれども、１つは、国の今の素早い動きの中に対して都がどうすべきなのかということを明確に打ち出すためには、この提言として３本取り上げているということは非常に意味はあるだろうとは思います。

ただ、それにしては１と３がすでに基本計画にほとんど入っている内容であるということの不十分感という、そこは確かにあるんじゃないかと思うんですね。わざわざ取り上げて切り出して書いたわりには、もうすでにセンターの強化のこととか、情報の収集や活用のことはすでに入っていることなので、そこをもうちょっと提言なら、私ども審議会としての提言ということであれば、ここはもしかしたら、もっと書き込んでしまうということはあり得るのではないかというのは、確かにそう思います。

○池本部会長　ありがとうございます。他の委員の方、どうでしょう？　答申と提言との関係は。率直なところ、私もこの基本計画のとりまとめそのものが半年先までにまとめればいいというのだったら、全体の議論を踏まえて、こっちへ書いてあるぐらいのことは本体へ入れるべきだという議論をすべきなんだろうと思うんです。ただ、時期的に９月にならないと法案が出てこない。今まとめるために、これ以上書き込みが本体へできないのであれば、少なくともその外側でそれをもう一段押し上げる、半年先には答申案のような取組ではなお不十分だという、その先を見渡したものを提言でもう一歩プッシュしておく材料として文章化したものかなというふうに理解しているんですね。

　そういう意味では、こちらのなお不十分なところは提言のところを、さらに答申とはもう一歩先だぞということがわかるような書きぶりというのは必要になるのかなと、今、長田委員がおっしゃったような、そういう気はします。それと、答申そのもののとりまとめというのは、段階を分けて議論する必要があるかなと。答申は答申で、各分野でなおこの視点が足りないというのがあれば、きちんとフォローしておく必要はあると思いますが。

　すみません、あまり私ばっかりしゃべっちゃいけないんですが、他の委員の方はいかがでしょうか、そこの基本認識のところは。

○矢野委員　今、部会長がとりまとめていただいた内容に私も賛同いたします。長田委員からもありましたように、やはり提言とするのであれば、１と３のところは、ほぼ計画の中に盛り込まれている内容と変わりない面もありますから、もう一歩先を国の動きを見て、東京都としてはここまで考えて、まさにオピニオンリーダーとして、こういう提言をもって庁内一致して頑張るんだというところを提言に盛り込んでいただきたいなと思います。

○池本部会長　全体の審議の流れからすると、今のような議論を踏まえつつ、改めて資料３の答申案についての１ページから５ページの部分で、なお書き込みで過不足がないかどうか。長田委員、お願いします。

○長田委員　１ページの「答申にあたって」のところの件ですが、夷石委員から先ほども

ご発言ありましたように、前回の私の記憶でもここは少し、このまま読んでいくと、よくやってきたんだけれども、国が変わるので変えますみたいにしか読めないというのは事実だと思いますので、ここは少し変えていただきたいということを私も発言をしたような記憶がございます。

そもそも私どもの消費者団体なんかも参加している東京消費者団体連絡センターでは、ずっと基本計画をきちんと改定して欲しいというのは、要望事項としても前から出してきておりまして、この国の動きがあったら、こういうことになったというふうには認識していないので、そこはやはりきちんと、先ほど夷石委員は非常に的確な表現をなさってくださったと思っていますので、そこはそのように書きかえていただいた方がいいのではないかと思います。その方が、先ほどの提言との関係からしても明確になっていいのではないかというふうに思います。

○池本部会長　他に１ページから５ページ目についていかがでしょうか。

それでは、６ページから20ページまでの各政策課題の分野、これは全体を通じて修正されている点についてのご意見、あるいはその他全体についてのご意見があればお願いします。

○矢野委員　すみません。その前に先ほど３ページのところ、手を挙げそこねてしまったので申し訳ありません。

４の「計画の実効性確保」について、先ほど夷石委員からご意見がありましたけど、私は、（1）のところで書いてある審議会で確認・評価をする作業は非常に重要だと思うんですが、そこには、当然、（２）のところで消費者、事業者等へ情報が提供されて、日常的にいろいろな意見が東京都には届いていると思いますので、そのことが審議会のところで実績を確認・評価する際に、それは今年こんな意見が出ておりますという当然の資料として出ているということで、あえてパブコメはとらないというふうに受けとめていますが、そういう受けとめでよろしいかどうか。むしろ、そういうことを来年度からの確認・評価の際にはやっていただきたいなと思っています。

それから、第２章の方なんですが、言葉なんですが、６ページのところで政策課題の３のタイトルですが、13ページとも関連しますが、「商品やサービスの安心を確保する」とあります。具体的な施策では、行政側ですから当然、安全も確保するわけですが、なぜタイトルのところから「安全」がとれてしまったのか。ここはやはり「商品やサービスの安全・安心を確保する」ということがよろしいんではないかと捉えています。

それからもう一つですが、消費者教育のところです。18ページです。18ページの一番最後の［具体的な施策の例］の、先ほど副参事の方から説明がありましたが、これは文章的にちょっと私は捉えにくいんですけど、「食料の供給や食生活に関する問題を普及するための検討」ということは、むしろ、こういったものへの関心を広めていくことの検討をするというふうに捉えていますが、ここの書きぶりは伝わりやすい内容にしていただきたいなと思います。

○池本部会長　ありがとうございます。事務局から今の点についてご意見あれば。

○消費生活部長　では、少しばかりご議論の中を整理させていただきたいのですが、「答申にあたって」の１ページ目につきましては、分量的には１枚におさめるような形で、ご指摘のありました点を付加していくということで整理をする考えでよろしいでしょうか。という確認でございます。付加する内容が先ほどの消費者団体の方々のご要望もあったというご指摘もございましたが、もう一、二事項的にこんなものを「答申にあたって」の中に文章にまではならなくて結構ですので、具体的にこういうことをここのところに入れて欲しいというところをご整理いただけると、「答申にあたって」の１ページ目が事務局の方で整理できると思いますので、できればお願いしたいと思います。

それから、今お話がございました３ページ目の「計画の実効性確保」のくだりでございますが、矢野委員からお話がございました趣旨で私どもも考えてございます。（２）のところに、特に消費者等に向けて進捗状況について情報を発信するという、書き込んだことをいたしましたのも同様の趣旨でございますので、具体的には、個々の消費者の方から来たご意見等も消対審にご報告ができると考えています。

それから、「安心・安全」がどうして「安心」なのかというのは、事務局内でお答えが出るまでちょっと待ってください。それにつきましては、何らかお答えをしたいと思います。

以上です。

○池本部会長　とりわけ、１ページの「答申にあたって」のところについて、その項目的に、あるいは視点として、この点はもう一歩踏み込むべきだというご意見があれば、ぜひ出しておいていただきたいんですが。

○長田委員　夷石さんが説明してくださったんですが……。

○夷石委員　それで前回ちゃんと渡してあります、書いたものも事務局に。あと、細川委員が１ページではどうかという意見も出されたような気がしますけど、もうちょっと東京

都として……。

○池本部会長　細川委員、いかがでしょう、何か補足すべき点があれば。

○細川委員　あまりこれを読んでも伝わるものがないという、あまりこういうところで感情的な話をしてもしようがないですけれども、そこで一つ思うのは、資料３の１ページの下から２段落目、「基本計画の改定に当たっては、行政の全般にわたり、消費者の視点から施策の総点検を行い」と書いてあるんですよね。今までの従来の施策を検証した上で、それで何が問題なのか、あるいはこれは効果があるから続けていくんだとか、あるいは今までの手法じゃだめだから新しいものをするんだ。夷石さんも言われたところですけれども、そういうものが私は基本計画というものの性格だと思いますので、そういう意味で言うと、お聞きしますけれども、「消費者の視点から施策の総点検」という、この部分は、今の答申案でいうとどこなんでしょうか。

○調整担当副参事　最後にご説明申し上げる部分ではございますが、これは都政全般における具体的な施策を消費生活関連行政と施策という形で政策課題ごとに捉え直して、いろいろな視点からの分野の行政施策があるわけでありますけれども、消費生活行政という視点から見て政策課題、いろいろな局面の中で、今後、進捗状況を、着実な推進を図っていく必要があるんではないかということで位置づけていくという意味でございます。

○細川委員　東京都はいろいろな施策をやっていますけれども、そういうものが消費者の視点で行われていないというところが問題になっているわけですから、そういうもので、例えば、貸金業務の規制というようなものが、本当に消費者の視点が入っているかとか、あるいは消防行政というようなところに消費者の視点が入っているかとか、そういう点で検証してみて、それでそこが不十分であれば、消費者の視点から、基本計画の中でこういうことをやるとかというような形でつなげていくというのが趣旨だと思うんです。

　前も言いましたけれども、そこら辺の分析を経た結果、この政策課題あるいは具体的な施策につながっているという感じがしなくて、消費者にかかわるものを各部局から集めてきて、それをまとめたというに過ぎない、そんな感じなんですね。そういう意味から言うと、例えば、この計画で新たな新機軸だとか、目玉は何ですかというふうに言われた時に、どういう答えになりますか。

○消費生活部長　直接のお答えにならなかったら申し訳ございませんが、１つは、今回の130の事業を私ども消費生活部が、各局に対してこういう施策の方向の位置づけのもとに、この事業をぶら下げていきますよということをやっていくということが消費者の視点から

の施策の整理の第一歩だと考えています。先生がおっしゃられるように、本来は一つ一つの施策について、実施効果等の視点から検証しという作業が必要な部分はわかりますが、限られた時間の中では、まず第一歩としては、施策をそういう視点で消費生活部の視点から見ていくというところをスタートにこの表現をとらせていただいているところです。

２点目で新機軸はどうなのだろうかというお話がございましたが、今回、基本計画の改定に当たりまして、これまでの消費生活条例を基本にしながら、また前回の基本計画に定めてございます政策課題、施策の方向は、基本的には踏まえていこうということはこの審議会でもご議論いただいているところでございますので、その施策の方向を踏まえた上での具体的な事業は、現在の20年度事業と合わせまして、新しい事業については、今後その施策の方向の中でまとめ上げていくということでご理解いただきたいと思います。

○池本部会長　どうぞ。

○細川委員　今までも基本計画というのはあったわけですから、今回が第一歩だとは思わないので、第一歩だから云々とか、あと時間がないなら早めにやればいいわけで、第一歩で時間がないからというのもどうかなというのは個人的に思います。

あと、先ほどから部長は130と言われていますけれども、資料６の方の具体的な施策を見ると再掲とか、誤掲というのが非常に多いんですね。だから、これは130ないでしょう？　実際にはいくつありますか。

○調査担当副参事　確かにこれは延べ数での数え方でございまして、その辺は申し上げなくて申し訳なかったんですけれども、実数で申しますと、正確な数字でなくて恐縮ですが、115ぐらいになるのかなということでございます。

それから、恐れ入ります。補足をさせていただきますと、１ページ目の「答申にあたって」というところでございますが、夷石委員からいろいろご指導いただいているところでございまして、その辺の今回の改定の意義につきましても、先ほど部会長がおっしゃられた提言とかそのあたりも含めて、より前向きに今後取り組んでいこうというふうなところで、私どもとしては理解していたところでございますけれども、ただいまの細川委員のお話もございますので、例えばでございますけれども、恐縮でございます、第１ページ目ですけれども、第１番目のパラグラフ３行、全庁横断的にやってまいりました。この文章のつながりとしては、次の「一元的な」というところで対応して書いている書きぶりであるのでございますけれども、都はこれまで全庁横断的に必要に応じて条例を改正しながら、機動的に対応してまいりました。今回改定に当たりましては、消費者の視点から、施策全

般につきまして、表現はどうかわかりませんけれども、広く捉え直しまして、今後の消費生活に関する方向性をより的確に打ち出しながら、消費生活行政を総合的・計画的に推進していくことが必要であるというのを最初に持ってまいりまして、その上で国の一元化の動きであるとか、原油価格の高騰その他世界的な情勢、それらを踏まえた上で、都としての自治体としの責務を述べて、併せて提言を行っていきますといったような構成で表現させていただきたいと、検討させていただければと存じますが、いかがでございましょうか。大変恐縮でございますが、その辺も併せましてご検討いただければと存じます。

○池本部会長　私があんまり発言しちゃいけないと言いながら何度も発言するんですが、今おっしゃったところをもっとクリアにしていけば、提言を別紙で出しているというのは、この基本計画として書き込まれているものだけでは、今の大きな動きの中では、これだけで今後の計画というのでは足りないですよと。今の大きな動きの中では、ここでまだ十分受けとめきれていないところを基本計画の機動的な見直しを含めた、思い切った取組が必要である。そこでこの提言をまとめるんだという、いわば資料５に書いてある中のエキスが位置づけられて、この答申を承認するんだと。この答申を今後５年間これでやってください。異議なく承認ではなくて、やや不満足というか、大きな流れは受けとめきれていないのは承知の上で承認する。その代わり提言でその一歩先を求めているという、そこがこちらの「答申にあたって」にも出てくる。それから５番の中でも、そういうニュアンスが出てくるという、そこの平仄が合うようにしていただくと、今の議論がある程度受けとめられるということになるんじゃないでしょうかね。

恐らくご説明あったところとそんなに大きな違いは出てこないのかもしれませんが、いかがでしょうか、他の委員の皆さん。

○夷石委員　前回と同じことを言うようですけれども、１ページについては、例えば必要に応じて条例を改正したとただ書いてあるだけですけど、どういう必要に応じて改正してきたのかとか、きちんと書いた方がいいですよというものを渡したはずなんですね。順番も、先ほど長田委員がおっしゃったように、国の動きがあって今回改正するというふうにしか読めないので、そうじゃないんじゃないかというようなこともメモして渡してあるので、本来なら、全部を出さないでもいいんですけれども、こういう意見がここの部分は出てきたということをこの部会で議論してほしかったんです。短時間にメモ書きして参考として、それで渡したつもりなんです。事務局の方でもう一回、本当はみんなにそれを披露してほしかったわけですけど、それを参考に検討していただければ幸いです。

では、すみません、申し訳ないんですけど、よろしくお願いいたします。いろいろ厳しい意見を言って申し訳ありませんでした。真意をぜひくみ取っていただければと思います。

（夷石委員退席）

〇池本部会長　基本計画の答申と提言との関係というのは一番本質にかかわる部分ですから、そこは意見を共通に、コンセンサスを確認しておきたいと思います。

じゃ、お願いします。

〇丸山委員　私も部会長がおっしゃられたように、答申案というのは、今後５年間の計画の方向性を策定する一番コアになる部分で、そこでは捉えきれないような、もう一歩プラスアルファの部分の踏み込んだものが提言になるというニュアンスで捉えるということで頭が整理できたわけなんですけれども、これは恐らく東京都の方からすると、答申案で策定された内容というのはある程度それに拘束されて、まさにこの資料を見ますと、３ページに「計画の実効性確保」ということで、「事業実績を確認・評価する」という言葉が出てきますけれども、そういったプラン・ドゥ・シー、評価の部分で行動状況、あるいはこの基本計画がどれだけ進捗しているのかということを確認・評価しなくちゃいけない、拘束されるということなんだと思います。そういう意味では、この提言の方というのは、もちろん、こちらも確認・評価ということは必要にはなってくるんでしょうけれども、それを一歩超えて、より積極的なアクションを起こせるというようなことだと思いますので、どちらかと言えば、提言という方はなるべく積極的な、具体的な表現が増えてくるといいのかなという印象を持っています。

例えば、私もよくはわかりませんけれども、この答申案がプレス発表された場合には、プレスで出る時には、むしろ20ページからなる答申案の内容を記者がよく読んで精査して、それを書いてくれるというよりは、審議会からこういう提言が出ましたといってこの３つ、資料５の方の話になってしまいますけれども、思い切って強化するとか、積極的に働きかけるとか、そういった方の３つだけが出てくるような気がしますので、なるべくこっちの方が審議会の思いなのか、あるいは消費生活部さんの思いなのか、そのあたりわかりませんけれども、なるべく積極的な意見がここには含まれるといいのかなというふうには思っています。

いずれにしましても、今日が部会最後ということですから、本当はそういった時間的な制約がなければない方がいいんでしょうけれども、まとめるということでは、個々にいろいろな問題があるんでしょうけれども、大局的なところで意見の統一を図ってまとめて

いくような方向で進めていければいいなと思っております。
まとまりがない意見で申し訳ありません。
○池本部会長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
○詫間委員　そんなに難しい話ではございませんが、１ページ目のところは、やはり条文のようなものだと思うのでございますが、下から２段落のあたりがポイントだろうと思いますが、多少ダブってもよろしいので、２ページ目の「基本的理念」というところは非常にわかりやすいと思います。このものができ上がりつつある経過でございますから、ちょっとダブってもよろしいので、基本的理念の方の文言も１ページ目の方へ、議員の方とかいろいろお忙しいから、１面のところは最初にご覧になると思うんですね。ですから、本当でしたらサマリー的にエッセンスみたいなものを並べて、基本理念の後につなげておかれると、非常にアピール度が高いんではないかというふうに思いました。この答申自体は知事に対して答申されるんですね。局長が持っていかれると。知事は議会に対してこれを報告されるというか……。
○消費生活部長　答申は知事に対しての答申になります。知事から審議会に諮問させていただいています。
○詫間委員　わかりました。
○池本部会長　ありがとうございます。では、長田委員。
○長田委員　先ほど細川委員が指摘された今の３行のところの消費者の視点から総点検を行うということは、実施されていないことは事実だと思うんですよね。この新しい基本計画の仕組み自体をそういうふうに持っていく、今、第一歩じゃいけないというようなご指摘も、それはそうだと思いますけれども、時間的制約の中で、せめて今度５カ年計画の中でこのプラン・ドゥ・シーのそこをきちんと実行して、消費者の視点から総点検を行うんだというふうに、つまり「行った」んじゃなくて、「行うんだ」というふうに書いていただいた方が正直なのではないかというふうに思います。
その上で「計画の実効性確保」のところ、思いがあったとしても、やはり都民の意見をきちんと反映するんだということを、情報を発信するだけじゃなくて、各審議会だけではなくて、都民の意見を反映していくんだということを書いておいていただいた方が、今のところにもあたっていくんじゃないかと思いますので、そこはぜひ修文していただければと思います。
○池本部会長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。そうすると取り扱いですが、本当は各論の中も精査すれば、あるいはここの表現もというのが出てくるのかもしれないんですが、まず各論部分、６ページから20ページの各論部分については、決定的にこれが足りないというようなご意見は特になかったように思います。位置づけの組みかえ等も反映させていただいています。ですから、各論部分については、基本的にこれでご承認いただいたという扱いで確認させていただきます。

それから、総論のとりわけ１ページ目、それから２ページ目、３ページ目の部分で、特にこの基本計画の位置づけと提言との関係ということについては、１ページ目での書きぶりで、これでは十分伝わってこないと。そこで、都としてこれまでやってきて、今回改正に向けた流れと、さらにその外側の国の消費者行政一元化、何もこれは消費者行政一元化と一般論だけじゃなくて、地方消費者行政は思い切った取組が必要だというようなメッセージも出ているという、その流れの中でこの基本計画だけでは足りない、もっと思い切った機動的な取組が必要だという、その流れを反映させるべきであるという複数のご意見を少し取り込んでいくということ。それから実効性確保のところについては、最後に長田委員からもご指摘がありました消費者、事業者からの情報提供だけではなくて、それも意見を反映するというところは明記すべきではないかというようなご意見がありました。そのあたりのところを可能な限り盛り込んでいただくということで、そこは私、部会長と事務局とでぎりぎり調整をさせていただいて、部会案として30日に提出するという扱いでよろしいでしょうか。

○矢野委員　確認させていただきたいんですけれども、１ページの「答申にあたって」の部分は非常に重要な部分でして、まさに一緒にこの部会で５回にわたって審議をしてきた一員としては、本当に自信を持って届けたいという思いと、客観的に書くことも大事なんですが、やっぱり東京都の思いというか、姿勢が十分反映された書きぶりに少し改まるというふうに捉えていいでしょうか。先ほど下から２段目のところが論議はされていましたけど、そういう部分的なことではなくて、全体を通してそういう姿勢がきちんと受けとめられる書きぶりになるということで確認させていただきたいと思います。

○池本部会長　私の思いはそうです。組みかえるべきだと思っていますし、中身ももう少し組み込むべきだと思っておりますが、いかがでしょう？　何か補足するご意見がありましたら。

○長田委員　「消費生活行政」と「消費者行政」という、言葉のところは？

○池本部会長　どうですか。

○消費生活部長　もしご意見ございましたら伺っておきたいのですが、消費生活基本計画でもございますし、消費生活対策審議会でもございますし、そういう意味では、消費生活行政というのは、ここ数年私どもとしては、行政としては使ってきている表現だとは思いますが、ご意見がございましたらば伺っておきたいと思います。

○池本部会長　いかがでしょうか。

私、あまり意識していなかった。確かに国では「消費者行政」という言葉で最近は一般化している。都では、そう言われればそうかなというぐらいだったんですが、どうしましょうか。

○細川委員　多分、「消費生活行政」とか「生活」がついているものの方が今まで従来型の、いわゆる社会政策的に消費者をマスとして捉えて、全体として問題があれば、それは何か考えますよみたいなイメージ。あと「消費者行政」と言った方が、やはり消費者を権利主体として捉えて、その侵害があった時は、行政としてその権利回復のための義務があって、それに対する対策をとるんだというイメージだと私は思います。これは人によって捉え方が違いますから。そういう意味で言うと、確かに組織名とかは「消費生活」というような形にはなっていますけれども、時代の流れとしては「消費者行政」じゃないかなというふうに思いますので、「消費生活行政」というような書き方をすると、何か後退しているのかなという、ぽわっとしちゃうイメージが強くなるんじゃないかなと思いますので、そこら辺のことを考えて、東京都で決められたらいかがでしょうか。

○池本部会長　どうぞ。

○丸山委員　私は今まで「消費生活」という言葉と、「消費者政策」という言葉、そんな大きなニュアンスの違いはないかなと思っていたんですけれども、今の細川委員のご意見を伺って、全くそのとおりだなという印象は持ちました。確かに「消費者政策」といった方が個人の活動をサポートするというニュアンスは伝わると思います。ただ、現在、消費生活対策審議会という形でなっているわけですから、まあまあ中期的には言葉の言い方を変えた方がいいのかなとは思いますけれども、「消費生活」でも十分意味は通じるから、あくまでも言葉の問題に過ぎないかなというふうに思っております。

○細川委員　ついでで申し訳ありません。そういう意味で言うと、ここでの議論じゃないですけれども、「消費生活対策審議会」というような名称自体も少し考えられた方がいいかなと思います。ちなみに、埼玉県は「対策」をとっているんですね。「消費生活審議

会」という、何か問題があるから対策しようかというよりも、もう少し消費生活審議会と言った方が強いイメージもありますし、もっと言えば「消費者審議会」というのはなじまないので、「消費者政策審議会」とかその方がよりもっと強くなると思いますし、今、内閣府で考えている消費者庁の一番大きな会議はたしか消費者政策委員会と、だから「消費者」とか、「消費者政策」というのが今メインになってきますので、どうも「生活」とか、しかもそれに「対策」がつくというのは、多分何十年間変わっていないですよね。今日の話じゃないですけれども、感じました。

○池本部会長　審議会の名称は、今日の議論ではないんですが、語感の問題、あるいは最近のいろいろな文書の議論からすると、確かに「消費者行政」という言葉の方が最近の議論を受けとめた議論というニュアンスがやや強いのかなという感じがあります。ですから、そこは、特にそれではこの点で困るというのがなければ、むしろ見直す方向で確認をとっておきたいと思います。

　では、今いくつか寄せられた意見を含めて、１ページの書きぶりあたりは早急に見直して修正をした上で部会案とすると。そこについては部会長と事務局に一任していただくということでよろしいでしょうか。

　ありがとうございます。予定時間を大分オーバーしましたが、むしろ資料５の議論も、かなり先取りして議論したようにも思われますので、それでは、次に提言の内容というところについて審議を進めていきたいと思います。お願いします。

○調査担当副参事　それでは、前回の提言から変わった点をご説明申し上げたいと存じます。

　１ページ目でございますが、［都消費生活総合センター思い切って強化する］という中に、センサー機能の書きぶりを付け加えたところでございます。「また、事業者の処分や商品等の安全性の確保など、消費生活問題に関する施策の企画立案につながるセンサー機能や、区市町村の消費生活センターに対する支援も重要である」というふうに書き加えたところでございます。

　２ページ目でございますが、提言の３番目に関してでございます。「有用な情報収集、分析、活用する機動的な取組を強化する」ということでございます。「国の基本計画では、消費者庁の一元的な集約・分析した情報に基づいて、消費者庁が司令塔として対応方針を決定する、としていると。消費者が生活する地域において日常的、個別的に発生する消費生活の問題は、地域の現場において迅速に解決・対応することが基本である。消費者から

寄せられる相談情報や、関係機関、事業者から収集した価値ある情報を、都において集約・分析し、その情報を必要としている消費者や消費者団体等に迅速に情報提供するほか、区市町村への情報提供、事業者の指導・処分、行政施策の企画立案等に活用することが、地方分権の姿である。そこで、都は、現場の消費生活問題を地域で迅速に解決する立場から、消費生活に関する有用な情報を収集、分析し、活用するような取組を進めるべきである」というふうに本文の方を変えてございます。

以上の考え方に基づき、都に対し、次のとおり提言する。箱に書いてありますのは、１項目から３項目でございます。

まず１項目目でございますが、「都消費生活総合センターを思い切って強化する」という中で、都は、消費者問題の最前線である消費生活総合センターを先駆的に強化すべきである。そのため、消費生活に関する専門的知見と豊かな知識経験を持ち、消費者に信頼される相談員を確保するとともに、本庁と連携した商品テスト機能を活用するなど、複雑多様な相談事業に適切に対応すべきである。また、消費者相談に関する人材養成や相談情報・ノウハウの提供など、区市町村の消費生活センターの支援についてもより強化すべきである。

２番目でございますが、「国に対し、制度整備について積極的に働きかける」。処分を受けた事業者が他の地域に移動して又は商号を変えて不当な取引を継続することや、悪質商法を訴えた消費者を逆に訴えるなどの不当な行為を排除するため、また、消費者の実効的な救済のため、消費者行政の現場が地方分権を基本として迅速、効果的に対処できるよう、国の各種法制度設計について、積極的に働きかけていくべきである。

３番目ですが、「有用な情報、収集、分析、活用する機動的な取組を強化する」。消費者から寄せられる相談情報など価値ある情報を、都において集約・分析し、その情報を必要としている消費者等に迅速に情報提供するほか、区市町村への情報提供、事業者の処分・指導、行政施策の企画立案等に活用するため、消費生活に関する有用な情報を収集、分析し、活用するような取組を進めるべきである。

以上のように変えたところでございます。以上でございます。

○池本部会長　では、これについて、皆さんからご意見をお願いします。

○詫間委員　内容的には結構かと存じますが、この「思い切って」という１のところですね。「思い切って」というのは、官庁用語といいますか、これでよろしければこの方がいいと思うんですけど、あまりこういう公文書には出てこないような感じもいたしますが、

思い切ってやっぱり表現されたわけですね。
○調査担当副参事　実はこれは国の方の今回、先ほど部会長からもご紹介がありましたが、消費者行政推進基本計画、６月の27日に閣議決定がされてございますが、その中で国と地方が一体となって消費者行政を進めていくべきであるという中で、地方の消費生活センターが立ち遅れているのではないかと。これを１～２年の間に飛躍的に思い切って見直していく必要があるというふうな表現が実はございますので、それと合わせるような形で書かせていただいたということでございます。
○池本部会長　ありがとうございます。
○詫間委員　私も「飛躍的」というのがあれかなと思って、両方、飛躍的かつ思い切ってということで、まさにその文章でやった方がさらに強調されるだろうと。
○池本部会長　資料５の１ページ目の方、記載を確認していただきたいのですが、「国は」という第２フレーズの「また」以下のところ、これが消費者行政推進の基本計画の中に実際に書いてある文言の大事なところを的確に拾い出していただいているんですが、私、この基本計画で一番好きな２つのフレーズが、「霞が関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく」というのを首相に向けて出した文章なんですよ。そのことと、その後の「この１年の間に飛躍的に充実させるために思い切った取組が必要である」という言葉が政府の文章というか、基本計画の中に入っているんですね。ここまで言ってくれているんだから自治体は受けとめない手はないだろうというのがその下の、だから東京都も思い切ってやるんだというのにつながっていますので、そういう意味では、「思い切った」とか、「飛躍的」という言葉は髄所に使っていい言葉じゃないかと私も思います。
　すみません、私ばかりしゃべって申し訳ありません。皆さんの方から、さらに表現について……。
○長田委員　１番の思い切って飛躍的に都のセンターを強化する場合に、前回も指摘があったと思いますが、相談業務、これはテスト機能の活用とかも入ってはいますけれども、それ以外のいわゆるセンターが今まで果たしてきている部分、消費者教育であったり、情報提供であったりする部分も、それこそぐっと強化していただきたいところなのですが、そこをやはりちゃんと書き込んでいただいた方がいいのではないかなというふうに思います。
　それから、３番の有用な情報の収集の強化のところで、表現の順番で何となく印象が変わるのかなと思うんですけれども、情報を必要な消費者等に情報提供するほか、で区市

町村できて、最後に、多分、行政施策の企画立案に活用するためになっているんですけれども、何が足りないのかということから言えば、東京都で集めた情報を都の他局のところの行政施策の企画立案に活用されているのかどうかというところなのだろうと思うので、一元化の議論から言えば、ここがまずそれこそ先立って、とにかく横断的にやってきましたというふうになっているけれども、なかなか横断的・総合的にまだでき上がっていない部分を見直して、本当にその情報を有用に活用して、行政施策に活かしてくださいということではないかと思うんですけれども。

○池本部会長　ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

○細川委員　意見ではないんですけれども、今、池本先生からご紹介あったように、かなり国は踏み込んでいて、しかも思い切ってとか、そういうのが福田総理の熱意のあらわれなんですね。

　ちょうど昨日、消費者行政推進会議が官邸であって、私、ちょっと傍聴していたんですけれども、地方の消費者行政が非常に重要だ。そこで国が支援しなきゃいけないというところでは、かなりコンセンサスはあるんですけれども、そこで福田総理が面白いことを言っていたのは、国が支援する、だけど、最終的に消費者行政をどう位置づけるかというのは自治体の考えなわけだから、もし国が一生懸命やっても自治体がそれに対して本当に対応してこなかったら、それはその程度の自治体なんじゃないか、そんなことを言って、私はよくこんなことを言うなと思ったんですけれども。そういう意味で、例えば、首長とかあるいは議員が、消費者のことを活動すれば選挙に勝てると、そういうような社会が望ましいんだなんてことを福田さんが言っていて、僕は面白く思ったんですけれども、そういう意味ではぜひこういった流れに応えて、言い方をかえると、すべて国に金寄こせとか、お金がないからできない、国がやれやれというだけじゃなくて、もちろん国に要求していい部分もあるし、ここに書いてあるように、本当に消費者政策、消費者行政というのは、国とともに自治体の固有の業務、その地域の経済秩序を守り、そこでの都民、あるいは消費者の生活を守るというのは、自治体の責任なんだという、その思いを新たにやっていただきたいなというふうに思います。

○池本部会長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○詫間委員　全般的なトーンとして、都は私が一部お手伝いしております商品等の安全問題に関する協議会もそうですし、非常に進んだことを10年以上前からやっておられるわけですから、先ほどもちょっとご意見出たと思いますが、国の動き、これもひとつ言及され

てもいいんですけれども、それと同時に、独自にいろいろな領域で進んだ政策を実施してきているというようなニュアンスをこの１ページのところにも入れていただいた方が都のお立場としてもよろしいんじゃないかというふうに思っているわけです。

○池本部会長　ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

今、詫間委員からご指摘あったところは、１ページで言うと、一応は第１段落で都は総合的に進めてきたというところで触れてはいるところなんです。

○詫間委員　そこを少し拡張してというか、少し事例的に成果があがったものがあれば書くとか、もったいないというか、一生懸命やっておられるのに隠しておられるような感じがしますものですから。

○池本部会長　他にご意見はいかがでしょうか。

では、事務局から。

○消費生活部長　提言に関するご意見でございますが、今のご指摘の中ですと、最初の１パラのところ、総合的に進めてきたというくだりについて、もう少し拡張できないかというお話と、それから、２ページ目の１の「消費生活総合センターを思い切って強化する」の中に情報提供的な話も少し触れられないかというご指摘、それから、３番目の有用な情報の部分につきまして、記述を少し変えることによって、もう少しインパクトが出るんじゃないかというご指摘だったと思いますが、以上の３点を後ほど部会長とご相談させていただきながら、文案修正ができればありがたいと考えますが、いかがでございましょうか。

○池本部会長　いかがでしょう、あるいはそれ以外に。

先ほど夷石委員からあった１番、２番、３番で、１番、３番、２番の順序じゃないかというご意見がありました。たしか前回ですかね、その話題がありました。その点は、この１、２、３の順序のままというのは何か議論なさったんでしょうか。

○消費生活部長　特には私どもとして、言われるように、東京都の方だけを先にまとめるというのも一つの方策ではないかと思いますが、１ページ目のところに、同じような流れで３つが順番になってございますが、重点、重さからいったときに、総合センターを思い切って強化するというのと、国がきちんとした法整備をして欲しいというところが重さとしてはありますので、この順番にひとまずさせていただているところでございます。

○池本部会長　この点はいかがでしょうか。

○詫間委員　さっきの趣旨からいえば、都のことが先にきた方がいいですよね。

○池本部会長　むしろ３番も重さとしては、推進会議の中では、国の方では相談窓口の強

化というのがかなり色濃く出ていますが、消費者行政全体を拡充・強化するということをセットで提言していることは間違いないことからすると、重さの問題というよりは、まずは１番、３番で東京都そのものが今後頑張っていくんだというのがあって、だからこそ、国もちゃんとやれるように、国に向けても働きかけをするとした方が、まとまりはいいかなという気はします。いかがでしょう、そのあたりはよろしいですかね。

じゃ、今の点は組みかえるという方向で確認をとるということにしましょう。

他にはいかがですか。先ほど指摘された３点について、少し修正を含めた見直しを事務局と部会長に一任していただくという取り扱い、それ以外の課題についてはいかがでしょうか。

○詫間委員　今の方針でやっていただければいいと存じますけど、ご自覚しておられると思いますが、東京都はもちろん地方公共団体でもありますが、予算規模とか、いい施策をいろいろやってこられたということになると、カナダ国と同じぐらいの重みがあるわけですね。予算的にもですね。それを凌駕しているというようなことですから、自信をもってとにかく主体的なことを先にどんどん、中身がおありなわけですから表記していただいたらいいんじゃないかと思うんですが。

○池本部会長　ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

○細川委員　文言の修正の意見ではないですけれども、ここで書いてあるように、国が消費者庁をつくって、それが司令塔の役割になるんだという、そこが非常に重要なところで、私は消費者行政というのは、他の政策、他の行政と並列的な形でやっていたんじゃ機能しないと思うんですね。いろいろな部分に消費者問題はかかわってきますから、そこら辺もあって、そういう意味で言うと、先生からお話があったように、都庁というのは巨大な国ぐらいの規模があって、巨大な官僚システムですよね。先ほど総合的な検証がなされていないので今後やるべきだというお話がありましたけれども、やはり消費者の視点で今後都庁のいろいろな政策を評価、それを改善するという仕組みづくりをぜひしてもらいたいと思うんですね。今の状況だと、伺っているとどうしても一歩引いちゃうというか、引いてはいないんでしょうけれども、各局は対等なわけだから、そこで何を言ってもあんまり熱心にやってくれないという現状が多分あると思うんですね。

そういう意味で言うと、都の消費生活の行政部門が東京都のいろいろな施策の消費者の視点からの司令塔になるような何か仕組みづくりというものを考えていただきたいと思いますし、単に東京の消費生活総合センターを強化するというだけじゃなくて、ここで得

た情報、生の消費者の被害情報とかというものを踏まえて、都のいろいろな行政にそれに基づいて活かすという仕組みづくり、まさに司令塔にこの消費生活部がなるというか、そんなような方向をぜひ目指していただきたいなと思いますので、もしそこら辺が書き加えられるのであれば、池本部会長と事務局の方に一任で結構なんですけれども、そんな思いを述べさせていただきました。

○池本部会長　「司令塔」という言葉が入るかどうかは、これはなかなか……。

○細川委員　みんな使っているんだから東京都も。

○池本部会長　それはそうですね。確かにそういった情報が都政全体に活用されるという視点はあっていいことだろうと思いますね。

○長田委員　それが最初に来ると印象変わると思います。

○池本部会長　あるいは体制を含めた全体の一層強力な取組が必要だという、基本計画でいう引き続き強化していくというところをもう一歩超える、一層強力な取組なんだというニュアンスを入れ込むというところですかね。それは先ほどの答申と、その一歩先だというニュアンスを随所に入れ込むという書きぶりの問題にもつながるんだろうと思います。書きぶりの問題とかいうと、後でどう整理するかと思うと、ちょっと困ったなと思いつつしゃべっているんですが。

　他にいかがでしょうか。

○詫間委員　あと副題の問題ですね。

○池本部会長　そうでした。資料４の副題のことは、先ほど議論を忘れておりました。これは答申案に付すべき副題のところを確認したいと思います。これについてご意見、資料４について。

○詫間委員　「良質な市場」というのは、先般６月の閣議決定の中でも使われているということなんですか。

○調査担当副参事　部会長代理、ご指摘のとおりでございまして、国の方の消費者行政推進基本計画の中の「はじめに」というところで、今や安全・安心な市場、良質な市場の実現こそが新たな公共的目標として位置づけられるべきものとなったのであるというふうな形で敷衍されているところでございます。

○池本部会長　他に。

○細川委員　読んでみた時に、「消費者主役の」って言いづらいんですね。「消費者が」が入った方がいいのか、私だけが思うのか、「消費者主役の」、「消費者が主役の」、ど

っちがいいかなという感じがしました。

あと、非常にすばらしい副題で、すばらしすぎて、答申が名前負けしているんじゃないかというのが危惧するところです。

○池本部会長　そこのつなぎは、「はじめに」の提言にあたってのところで、提言と答申案をセットでこの副題が維持されるようなものにしなきゃいかんなと思うんですが、「消費者主役の」、「消費者が主役の」、書きぶりの問題ですかね。

○細川委員　お任せします。

○池本部会長　これはどちらでなければということではないですが、語感の問題で、このまま維持か見直すかは、じゃ、後でこれも再確認ということにしましょう。

他にいかがでしょうか。基本的には、この副題を付すという点についてはご異論はないですか。

よろしいですかね。すみません、危うくこれを落とすところでした。ありがとうございました。

他に全体の提言、あるいは答申の取り扱いを含めてご意見ございましたらお願いします。

○長田委員　この後もしかしたらあるかもしれないんですが、資料６の具体的施策の取り扱いなんですが、いろいろヒアリングをしながら、これを書き込んでいる途中ということでしたよね。このくらい非常に簡単なものになっているんですが、この概要でこれを検証・評価していくというのはちょっと難しい。何をするのかがよくわからないんですね。具体的にいつまでに何をするのかというような書き込んだものがいずれ出てくる必要があると思うんですね。先ほどの基本計画の役割から考えると。なので、ここはもう少し詳細に、具体的に何をするのかがわかるようなものがいずれ出てくるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○池本部会長　この点はどうでしょうか。どの程度に、項目によって違うのかもしれませんが。

○調査担当副参事　資料６の部分でございますけれども、具体的な施策、これは各局で実際に実施している施策でございますが、事務的な手続から申しますと、毎年度予算編成をしていく事業でございまして、その積み重ねということでございます。現に今回お示ししているものも、財政当局の目が入ってきつつ調整をしているものでございます。これにつきまして、毎年度当初に東京都の消費生活対策審議会の方に進捗状況をお示ししていくと

いうことで、できる限り、その中でその辺の具体的な施策ごとの進捗状況がわかるような形でお示ししていくような方向で検討を進めてまいりたいと思います。
○企画調整課長　部会長、よろしいでしょうか。今のお話ですが、５月20日に出させていただいた資料はＡ３の横長で、それから何年度から何年度までとなっていたと思うんですけれども、この部分につきましては、20年度実際に現在動いている部分も入ってございます。それから、先ほど申し上げましたけれども、財政当局、実は全部チェックしておりますものですから、そういう意味を含めまして現実動いている部分もございます。それと、21年度以降につきましては、こういう議論の中から各局と私どもが話をさせていただいてお話を申し上げて、各局がまた施策の中で予算要求をしていくということになると思いますので、そういう意味でいきますと、財務当局は、今回の国の動きも含めまして、こういうところには、注目していることは間違いございませんので、それを私たちは見据えながら、いろいろこれから動いていきたいと思っておりますので、今ここに、例えばA局のこういう事業を新しく入れなさいという話のところは、現時点ではそれはできませんけれども、来年度以降に向けまして、そういう話もこれから出てくれば、動きがあれば調整していくことになると思います。
○池本部会長　どうぞ。
○細川委員　５年間の基本計画を定めて、その政策課題というものを５つ決めて、それの具体的な施策としてこの答申に盛り込むわけですから、今のお話というのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。
　あと、ここにあるのは、今までやってきたものをまとめたというお話、そうすると、具体的施策に今後の５年間の計画で新たな施策というのがゼロだということを今おっしゃっているような感じもします。それと、できれば、これを今後どういう計画でやるのかという期限、そういうようなものも書いて欲しいと思いますし、あと、中身を見ていくと、消費者の視点で統一な視点で書いていない部分が非常に多くて、まさに原局から出てきたものをそのままという感じがしていますので、今までここで中身について議論していなかったですよね。今日もあと15分しかないので議論できないと思いますけれども、事務局に委任するしかないと思いますけれども、もう一回よく見ていただいて、消費者基本計画の具体的施策として出すという時の文言としていいのかどうかというあたりを、チェックしていただきたいなと思うんですね。
　いくつか言った方がいいと思いますけれども、例えば、５ページの真ん中あたり、

「不動産取引に係る相談」となっていますけれども、相談が施策ではない。ほかだと相談の処理とかそういうような形になっているとか、そういう文言のこともあります。あるいは８ページの上の２つ。例えば、「旅行業者の登録等」というのは消費者施策なんでしょうか。旅行業の登録に当たって消費者の視点から何か検討するとかという文言が入っていないと、上の貸金業というものもそうなんですね。しかも「施策の概要」の中の言葉が「資金需要者」とかというような形で、いわゆる業界用語で使われているので、これはやはり消費者の視点で書いた方がいいと思います。

それから、８ページの一番下、この前議論してほかの項目では抜いていただきましたけれども、「豊洲新市場」という言葉がまだ残っていますので、これは残っていると、多分、総会でもめたりする原因になるんじゃないのかなというふうにも思いますし、10ページの一番下、「青梅畜産センターの運営補助」って、これが消費者政策なのかというふうに思いますので、中身を見ればわかるんですけれども、施策名として青梅畜産センターの運営補助なんていうのは、ちょっとおかしいなという感じがいたします。

思いついたところだけ言わせていただきますと、22ページの真ん中あたりに「メモリアルツリー事業」という、子どもの誕生や結婚、これをメモリアルに残すと、これが何で消費者政策なのかなというのがわかりませんし、23ページの一番下の東京消防庁のこれなんかもよくわからない。文章もよくわからないんですけれども、最後に「基礎資料とする」という、基礎資料をつくるのに５年間かかるということなのか、基礎資料をつくった上で何かというような部分が入らないとどうかと思います。

24ページの一番上、施策名が「各種会議の運営」というのもおかしいですし、この「施策の概要」というのも、文章を読んでみたんですけれども、文章として変なんですね。

いくつか気づいたことだけ申し上げましたけれども、ここで議論する時間はもうないと思いますので、もう一度整理していただいて、消費生活対策審議会としての基本計画の具体的な施策というような視点で書きぶりとか、そういうものをぜひ考えていただきたいと思います。

○池本部会長　非常に多岐にわたるご指摘ありがとうございます。事務局から。

○企画調整課長　実はこの内容については、まだ現在各局とも文言については調整中でございますので、例えば、政策名が局から出てきたものがこのまま載っていたりしておりますけれども、また、中の言葉につきましても今調整しておりますので、最終的にはまたそれを完成させて外に出ていくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○池本部会長　ぜひ今のようなご指摘部分も踏まえてご検討いただきたいと思います。

　他にいかがでしょうか。

○企画調整課長　すみません、もう一点よろしいですか。先ほど細川先生からのご意見で、これに対して何も新しい事業がないのかということなんですが、実は20年度から入っている新規事業も当然ございますので、言い方がもし誤解を受けるようでしたらば、訂正させていただきますけれども、新規に入っている事業も当然この中にはございます。それから継続しているのもございますし、一応いくつか入ってございます。

○池本部会長　ありがとうございます。じゃ、矢野委員。

○矢野委員　具体的施策についての意見ですが、すでに昨年の11月からヒアリングを始められて、その結果でまとめられたものだということなので、今年度の具体的な施策だとは受けとめますが、今回、改めて基本計画を改定するという、この中身を受けての具体的施策は、むしろ21年度からの施策の中に十分反映されるべきでありますし、そういう意味では、具体的施策がもう一度直されるといったらおかしいですけれども、まさに平成21年度以降のところではアクションプランも付けて、各部局が今回の答申を受けた、改定の中身を受けた施策をもう一度きちんと出して欲しいなと思っています。

　今回の平成20年度の施策に関しては、これはある意味で仕方ないかなという捉え方を私はしていますので、まさに先ほどの議論の国等にならって消費生活部が司令塔になってというのは、昨日他の会議で、今日ご欠席の圓山先生の講演を聞いていたんですが、まさに主導権をどれだけ発揮できるかということが、非常に重要なことだという受けとめをしております。各部局は対等ではありますが、しかし、消費生活に関する計画を執行していく上では、消費生活部が各部局の主導的なイニシアチブをとって、この計画が実行される施策に対しての強い調整をしていただきたいなと思います。21年度以降の具体的施策に関しては十分盛り込まれた、反映された各部局の受けとめの施策が出てくることを強く願っています。

○池本部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

　今、それぞれの施策の部分についてのご意見は引き続き担当部の方で検討していただく中で反映していただくということになろうかと思います。

　では、提言、それから答申案等についての一部修正等について若干残しましたが、以上のところで基本的にはご確認いただいたということで後ほどまた進めたいと思います。

○矢野委員　要望ですが、計画に盛られました実効性の確保について、来年度から５月か

６月あたりの消対審のところで、今年度（20年度）の事業実績の確認・評価がされていくと思いますが、実は仙台市では、確認・評価に対して評価基準を策定しているのを、別の会議で事例報告で受けましたので、わかりやすい評価という意味では、そういった評価基準も非常に参考になると思いますので、ぜひ仙台市の例を検討していただきたいとなと思っております。これは要望です。

○池本部会長　ありがとうございます。では、事務局から関連事項についてということでご説明をお願いします。

○調査担当副参事　関連事項につきましては、ただいまいろいろご議論が行われたところでございますので、事務局から改めてご説明申し上げる要素は残されていないところでございます。

○池本部会長　では、あと最後の今後のことを含めて進行をお願いします。

○調査担当副参事　それでは、第２回の総会でございますが、来週７月の30日水曜日でございます。時間でございますが、今まで午後２時から４時というふうにお願いしていたことでございますけれども、急遽、大変恐縮でございますが、私どもの都合がございまして、午後３時から５時までという方向で現在調整させていただきたいというふうに考えているところでございます。誠に恐縮でございますが、その時間帯で開催させていただく方向で今詰めているところでございますので、そのようにお願いできますでしょうか。その点が１点でございます。場所につきましては、第二本庁舎31階の北側特別会議室の27での予定でございます。

　以上よろしくお願い申し上げる次第でございます。

○池本部会長　時間が１時間後ろに繰り下がるということですね。

　それでは、熱心な議論ありがとうございます。以上をもちまして、本日の第５回部会を閉会させていただきたいと思います。

○企画調整課長　30日の会議の件でございますが、すでにご案内は２時～４時で正式に文書を送らさせていただいておりますけれども、改めて３時～５時ということでここで今日確認させていただいて、再度ご連絡を差し上げたいと思いますので、申し訳ございませんけれども、後ろを５時までお時間をとっていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○池本部会長　今の点、確認をよろしくお願いします。

　どうもご協力ありがとうございました。以上です。

午前11時56分閉会